

口座の売買・譲渡・レンタルは犯罪です

口座の売買・譲渡（譲受）・レンタルは犯罪です。

当行は、口座の売買・譲渡（譲受）・レンタルされたと判明した場合には、各種預金規定に基づき即時に口座の利用停止や解約等の措置を取ると同時に、行政庁への届出を行います。

また、口座が特殊詐欺等の犯罪に悪用されていることが判明した場合も同様に、口座の利用停止や解約等の措置を取ると同時に、警察へ通報し、捜査にも全面的に協力します。

安易な気持ちで口座を売ってしまうと、以下のようなリスクが生じる恐れがあります。

- ☑ 詐欺罪(10年以下の懲役)や犯罪収益移転防止法違反(1年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金)などの処罰を受ける。

自分や他人名義の通帳・キャッシュカードを譲り渡す行為	犯罪収益移転防止法違反 1年以下の懲役 100万円以下の罰金
自分や他人名義の通帳・キャッシュカードを譲り受ける行為	
インターネットバンキングのログオンID/パスワードの情報を譲り渡す行為	
インターネットバンキングのログオンID/パスワードの情報を譲り受ける行為	
他人に譲り渡す目的で口座を開設する行為	詐欺罪 10年以下の懲役
他人・架空名義の口座を開設する行為	
他人名義の口座からATMで現金を引き出す行為	窃盗罪 10年以下の懲役 50万円以下の罰金

- ☑ お持ちの口座が全て凍結され、生活や仕事に支障がでる
- ☑ 新しく銀行口座を開設できない状況になる
- ☑ 給与受取口座を作ることができず、就職や転職に不利になる

口座の売買・譲渡（譲受）・レンタルを行ってしまうと、ほんの僅かの報酬と引き換えに、今後の人生に甚大な悪影響が及びます。

犯罪行為やその他トラブルに巻き込まれないためにも、「口座を高価で買取します」「口座を貸すだけで高収入を得られます」などと語り口座の売買等を持ち掛けられても絶対に応じないでください。